理窓会茨城支部　会則

令和6年10月12日

改定　令和 8 年 10 月 17 日

＜改定は朱記部＞

第1条　本会は理窓会茨城支部と称する。

第2条　本会は事務所を会計担当副支部長の住所[redacted]におく。

第3条　本会は会員相互の親睦を図り、また 理窓会の目的達成を助けることを目的とする。

第4条　本会は茨城県内に在住する理窓会会員をもって組織する。

第5条　本会に下記の役員をおく。

支部長　1名、 副支部長　2名以上、 地区幹事若干名

第6条　支部長は会員が互選する。

支部長は、県北地区、水戸地区、県南地区、県西地区、会計担当、ホームページ担当の副支部長各1名、

各地区幹事若干名を委嘱する。

役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

支部長は必要と認めた場合、副支部長会を開くことができる。

第7条　支部長は本会を代表し、会務を統理する。

副支部長は支部長を補佐する。

地区担当の副支部長は地区内をとりまとめる。

会計担当の副支部長は支部の会計の取り纏めを、ホームページ担当の副支部長は本会活性化のためのホームページを活用する。

第8条　総会の議事は出席会員の過半数を以て決する。

可否同数のときは支部長がこれを決する。

ただし、委任せる者は出席者とみなす。

第9条　総会は毎年1回、おおむね10月に行う。

総会においては前年中の会務の状況、収支決算、代議員会報告等を行う。

ただし、支部長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第10条　支部会費は年 1,000 円とし、支部会計幹事に納入する。 ただし、会計状況により徴収しない場合もある。

理窓会費は会員が直接本部に納入する。

第１１条　支部会費の使途は、支部運営費、事務費、総会費補助その他、支部長が必要と認めた経費である。

第１２条　本会に顧問をおくことができる。

顧問は支部長、副支部長の推薦により総会で承認する。

顧問は支部長、副支部長の諮問に応ずる。

顧問は支部長が必要と認めた場合、副支部長会に出席できる。

設立年月日　　昭和６３年９月２５日

理窓会茨城支部総会会則に相違無いことを証明する。

令和８年１０月１７日　　理窓会茨城支部長

山極　時生